

令和3年9月3日

保護者 様

亀岡市教育委員会 教育長 神先 宏彰

緊急事態宣言下等における臨時休業等の対応及び市 PCR 検査の実施について

平素は、本市の教育活動に御理解と御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

現在、京都府においては緊急事態宣言が発令されているところであり、亀岡市においても8月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大しており、未だ収束の見通しが立たない状況です。

学校においては、改めて感染予防対策の徹底を行い、御家庭におかれましても更なる感染予防の御協力をお願いしているところですが、児童生徒・教職員の感染も確認される中、学校において感染が広がらないよう、迅速な初期対応が重要となっています。

つきましては、学校において、速やかな感染拡大防止措置がとれるよう、学校内で感染が確認された場合の臨時休業等の判断基準を定め、校内での感染の広がりが疑われる場合は、保健所と連携しながら、臨時的に市でPCR検査を実施して参ります。

学校での感染拡大を防止し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、御理解・御協力いただきますよう何卒よろしく願いいたします。

記

1 臨時休業等の判断基準について

(1) 学級閉鎖の基準について

- ・学級内に感染者が1名出た時点で（教員含）、学級閉鎖を行います。
※感染者が発症2日前（無症状者は検体採取日の2日前）から登校（勤務）をしていなかった場合を除きます。
- ・学級内の感染拡大をみる学級閉鎖の期間は、おおよそ4～5日間とします。

(2) 学年閉鎖・学校全体の臨時休業の基準について

同時期に、同一学年で複数学級が閉鎖をした場合は、学年閉鎖を実施します。
また、同時期に半数以上の学年が学年閉鎖をした場合は、学校全体の臨時休業を実施します。期間は感染者の状況等を考慮し、保健所や学校医の助言を踏まえて検討します。
※明らかに学校での感染拡大のリスクが低いと評価される場合はこの限りではありません。

2 市 PCR 検査について

- ・保健所と連携して、濃厚接触者や濃厚接触者の周辺で検査候補者を特定します。
- ・市 PCR 検査対象者は、「濃厚接触者周辺の検査対象者」となります。
(濃厚接触者の PCR 検査は原則として保健所で実施されます。)
- ・検査対象となった場合は、学校を通して保護者に連絡します。

3 今回の措置の対象期間について

京都府が緊急事態宣言対象地域となった場合及び亀岡市にまん延防止等重点措置の適用がされた場合の臨時的な対応とします。

ただし、状況によっては対応を変更することもあります。

4 人権への配慮について

新型コロナウイルス感染者やその家族及び関係者等への偏見・差別、誹謗中傷は決して許されるものではありません。罹患した児童生徒が学校に登校した際に、心ない言動で差別・誹謗中傷を受けることがないようにご家庭でも折に触れご指導いただきますようお願いいたします。